

# 上多度地域自治町民会議 通常総会



10月27日 町民運動会 選手宣誓

令和7年 4月 19日

## 上多度地域自治町民会議 通常総会 次第

### ○ 養老町民憲章朗唱

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 議長選出

5. 議事録署名人の指名

6. 議事

第1号議案 令和6年度事業報告について  
令和6年度決算報告及び会計監査報告について

第2号議案 令和7年度事業計画（案）について  
令和7年度収支予算（案）について

第3号議案 役員改選について

7. 議長退任

8. 閉会のことば

## 第1号議案

## 令和6年度事業報告



4/20 上多度地域自治町民会議 通常総会



5/18 出前軽スポーツ大会の事業打合せ  
健康福祉部会・体育振興会



6/15 第1回上多度小学校資源回収  
主催：上多度小学校  
協賛：自治町民会議 上多度区長会



6/16 出前軽スポーツ大会  
4地区で実施



6/30 花いっぱい運動実施(上多度小花壇)  
推進員・文化教育商工部会



7/19 上多度いきいきサロン会



8/3 町民運動会実行委員会開催



8/24 体育振興会・健康福祉部会開催



8/25 上多度地区内の花壇(推進員・子供会)  
確認作業



9/14 上多度地区敬老会



10/27 町民運動会



11/10 ふるさと探訪ウォーキング大会



12/5 ひびきあい集会  
上多度小学校  
協賛：自治町民会議



12/15 防災講習会



12/21 第2回小学校資源回収  
主催:上多度小学校  
協賛:自治町民会議 上多度区長会



1/19 健康フェア



2/23 公民館まつり

**第1号議案**

**令和6年度 収支決算書**

〈収入〉

単位：円

科目	当初予算額	補正流用額	予算額計	決算額	内訳
町交付金	2,593,000	0	2,593,000	2,593,000	地域協働事業費、町民会議の運営費、事務局職員人件費
前年度繰越金	256,800	0	256,800	256,800	
積立金取崩	1,295,000	0	1,295,000	595,804	
雑収入	200	0	200	1,891	貯金利息
計	4,145,000	0	4,145,000	3,447,495	

〈支出〉

単位:円

科目	当初予算額	補正流用額	予算額計	決算額	内訳
活動費	3,290,000	△690,000	2,600,000	1,735,770	
役員等報酬	385,000	0	385,000	344,050	役員・理事・専門委員報酬
広報紙発行	70,000	0	70,000	60,798	かわら版、総会冊子
有害鳥獣対策	50,000	0	50,000	21,000	日当
総務安心安全部会	350,000	0	350,000	120,875	防災訓練等
健康福祉部会、町民運動会	750,000	0	750,000	313,090	消耗品等
文化教育商工部会	125,000	90,000	215,000	210,504	地区活動費等
花作り	210,000	△90,000	120,000	30,570	材料費等
養老町制70周年記念事業他	1,300,000	△690,000	610,000	598,883	記念事業、事務機器更新
保険代	50,000	0	50,000	36,000	
事務局費	830,000	0	830,000	606,840	町民会議運営費、事務局員人件費
積立金	10,000	690,000	700,000	700,000	
予備費	15,000	0	15,000	0	
計	4,145,000	0	4,145,000	3,042,610	

差引残高 404,885円のうち 162,648円は町へ返金し、  
242,237円は令和7年度に繰越とする

第 1 号議案

## 監査報告書

令和 7 年 4 月 1 日

上多度地域自治町民会議 殿

監事 問山千尋  
監事 高木征雄



### 令和 6 年度 監査報告書

上多度地域自治町民会議事業の監査を行った結果について、次のとおり報告します。

#### 記

1. 監査の対象

令和 6 年度上多度地域自治町民会議事業

2. 監査実施対策期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

3. 監査実施日及びその場所

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 10 時 より  
上多度プラザ

4. 監査の方法

業務については、規約に基づき関係書類の提出を求め、事業実施の適否等について役員の説明を受けた。また、資金管理については、会計処理及び予算執行の適否について、関係書類の提出を求め、役員の説明を受けるとともに、諸帳簿と会計伝票との照合等を行った。

5. 監査の結果

- (1) 事業実施の内容及び会計処理並びに予算執行については、いずれも良好であった。
- (2) 収入支出の差引残高は、指定する金融機関の預金通帳と符号している事を確認した。

第2号議案

令和7年事業計画（案）

事業名	事業概要
広報活動・有害鳥獣対策 防災・減災活動	《総務安心安全部会》 広報誌の発行、防災減災推進活動（防災訓練） 小学校資源回収の協力事業、防護柵の補修保全
多世代交流と健康づくり	《健康福祉部会》 出前スポーツ、ウォーキング大会、町民運動会 健康フェアなどの開催、小学校資源回収の協力事業
環境保全・景観づくり	《文化教育商工部会》 花いっぱい活動、美化活動、人権活動の実施 小学校資源回収の協力事業

事業内容	日程
上多度地域自治町民会議総会	4月19日（土）
小学校資源回収	第1回 6月14日（土） 第2回 12月20日（土）
上多度軽スポーツ大会	6月15日（日）雨天中止
花いっぱい運動	6月 8日（日）
敬老会	9月13日（土）
上多度地区町民運動会	10月26日（日）
上多度ウォーキング	11月 9日（日）雨天中止
人権講演会（小学校、地域自治町民会議）	12月 5日（金）
防災訓練	12月14日（日）
健康フェア	令和8年1月25日（日）
上多度公民館まつり	2月22日（日）

第2号議案

〈収入〉

令和7年収支予算（案）

単位：円

科目	本年度	前年度	比較	内 訳
町交付金	2,926,000	2,593,000	333,000	地域まちづくり計画策定事業費 地域協働事業費、地域選択事業費 事務局運営費
前年度繰越金	242,237	256,800	△14,563	
積立金取崩	1,400,000	1,295,000	105,000	
雑収入	763	200	563	預金利息など
計	4,569,000	4,145,000	424,000	

〈支出〉

単位：円

科目	本年度	前年度	比較	内 訳
活動費	3,674,000	3,290,000	384,000	
役員等報酬	385,000	385,000	0	役員等報酬
広報紙発行	70,000	70,000	0	広報紙発行費
有害鳥獣対策	50,000	50,000	0	防護柵補修保全他
総務安心安全部会	350,000	350,000	0	防災訓練他
健康福祉部会・町民運動会	734,000	750,000	△16,000	軽スポーツ・町民運動会・健康フェア他
文化教育商工部会	125,000	125,000	0	美化交通安全活動費・人権推進費他
花作り	210,000	210,000	0	
10周年記念事業等	1,700,000	0	1,700,000	10周年記念事業、地域まちづくり計画策定
町制70周年記念事業等	0	1,300,000	△1,300,000	
保険代	50,000	50,000	0	役員保険代
事務局費	870,000	830,000	40,000	人件費、運営費
積立金	10,000	10,000	0	
予備費	15,000	15,000	0	
計	4,569,000	4,145,000	424,000	

※ 活動費において、予算の過不足が生じた場合は補正・流用を可能とする

## 上多度地域自治町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、上多度地域自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い上多度地域を形成していくとともに、上多度地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町小倉258番地2（上多度プラザ内）

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、上多度地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

(構成)

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 上多度地域内に在住及び在勤する者
- (2) 上多度地域内の各区
- (3) 上多度地域内で活動する団体
- (4) 上多度地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは上多度地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専門部会長 3名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の職務は、次のとおりとする。

2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
  - (1) 地域まちづくり計画に関すること。
  - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
  - (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第1項で定める役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部長をもって構成する。

- 2 役員会は、総会、理事会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 役員会は、会長が招集する。
- 6 役員会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

- 2 理事会は、専門部会に付託する内容について検討するとともに、専門部会から提出された案件について審議する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会（以下「部会」という。）は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の部会を置く。

- (1) 総務・安心・安全部会
- (2) 健康・福祉部会
- (3) 文化・教育・商工部会

- 2 部会は、部長が招集する。
- 3 部会には、部長1名及び副部長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部長及び副部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

第 18 条 自治町民会議の運営等に要する経費は、会費、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、理事会で決定し、総会で承認を得た額とする。

3 自治町民会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 19 条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第 20 条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長をおき、役員会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、会務及び会計を総理する。

5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第 21 条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されないことがないよう、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第 22 条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。

この規約は一部改正し、平成 29 年 4 月 23 日から施行する。

この規約は一部改正し、平成 31 年 4 月 27 日から施行する。

この規約は一部改正し、令和 3 年 5 月 15 日から施行する。

## 上多度地域自治町民会議内規

(総則)

第1条 上多度地域自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）規約（以下「規約」という。）第23条の規定に基づき、上多度地域自治町民会議の運営が円滑に実施できるよう、必要な事項を定める。

(役員等報酬)

第2条 自治町民会議の役員等については、自治町民会議の予算の範囲内で、次のとおり報酬を支払う。

区分	金額（年額）
会長	50,000円
副会長	35,000円
専門部会長	35,000円
事務局長	50,000円

2 役員等報酬は年額とし、原則として年度末に支給する。ただし、役員等に異動があった場合の報酬の支給については、その日の属する月を含めて月割によって計算した額を支給するものとする。

3 事務局員の報酬は、町の条例に基づき勤務時間に応じて支払うものとする。ただし、年間の上限は、町の交付金額以内とする。

4 監事、理事及び専門委員の報酬は、総会を除いた会議及び事業等への出席1回につき500円を、年額3,000円を上限に支給するものとする。ただし、理事及び専門委員にある者が、体育委員又は「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議推進員である場合を除く。

5 第1項の役員等で、1人が複数の役員及び専門部会長になった場合は、重複して支払いはせず、金額が多い区分の役員の報酬のみを支払うものとする。

附 則

この内規は、平成28年4月24日から施行する。

この内規は一部改正し、平成29年4月23日から施行する。

この内規は一部改正し、平成30年4月28日から施行する。

この内規は一部改正し、平成31年4月27日から施行する。

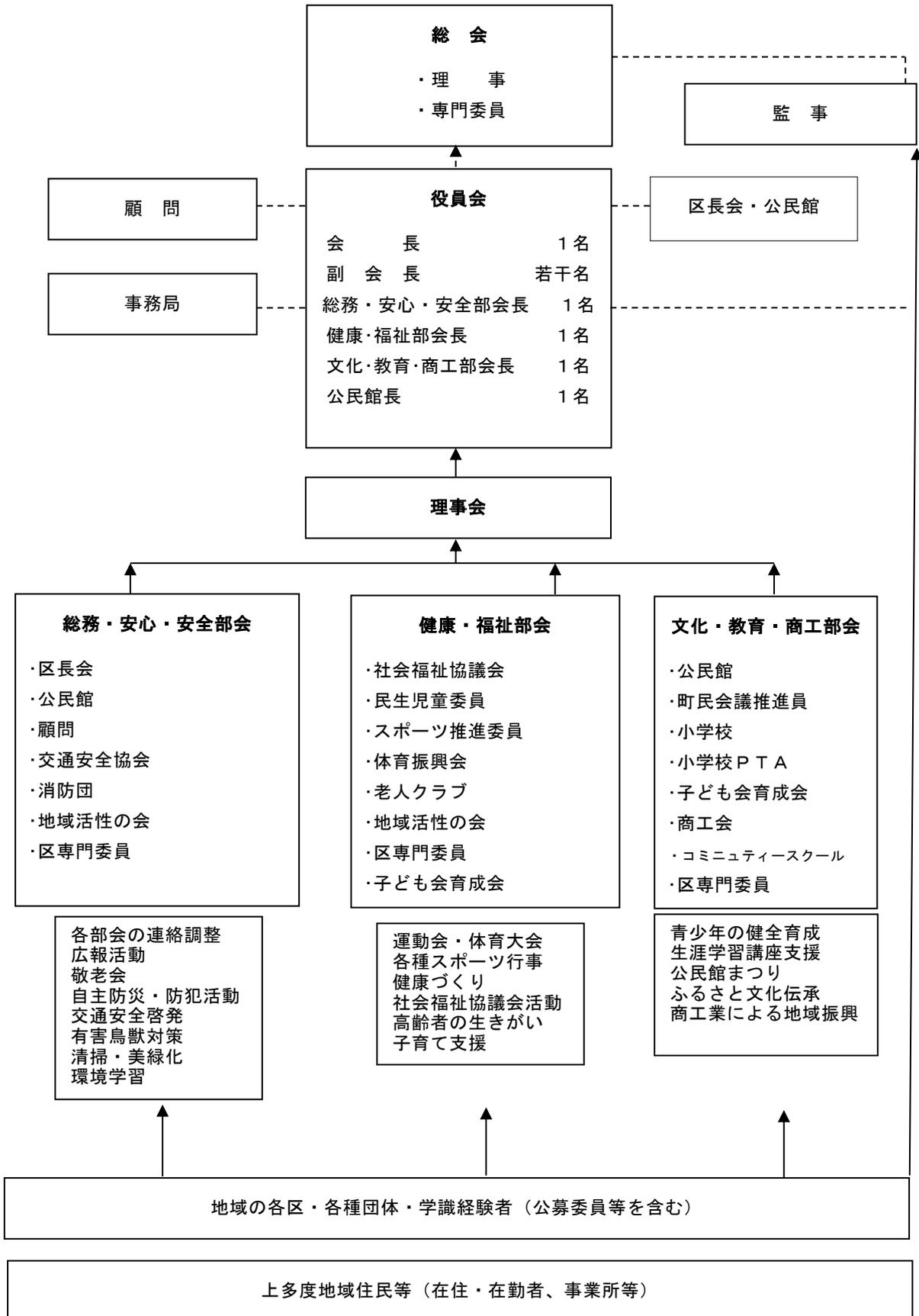
この内規は一部改正し、令和3年3月9日から施行し、令和2年度から適用する。

別表（第7条関係）

No.	団体名	選出人数		備 考
		理 事	専門委員	
1	鷺巣区	1	2	
2	駅前区	1	2	
3	北小倉区	1	2	
4	南小倉区	1	1	
5	西小倉区	1	2	
6	有尾区	1	1	
7	田区	1	1	
8	横屋区	1	1	
9	若宮区	1	1	
10	船見区	1	0	
11	一色区	1	2	
12	上多度公民館	1	0	
13	「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」 町民会議推進員	1	1	
14	地域活性の会	1	1	
15	社会福祉協議会	1	0	
16	民生児童委員	1	1	
17	老人クラブ	1	1	
18	小学校	1	0	
19	小学校PTA	1	1	
20	子ども会育成会	1	1	
21	スポーツ推進委員	1	0	
22	体育振興会	1	1	
23	交通安全協会	1	1	
24	商工会	1	1	
25	消防団	1	1	
26	学識経験者（公募委員を含む）	若干名	若干名	理事会において承認を受けた者

別表（第7条関係）

上多度地域自治町民会議組織図



第3号議案

上多度地域自治町民会議 役員

★は新役員

役 職	氏 名	所属団体等	地区
会 長	問山 悦男	学識経験者	一 色
副会長	木村 茂	区長会会長	北小倉
総務・安心・安全部会長	田中 清博	区長会副会長	横 屋
健康・福祉部会長	中村 幹雄	体育振興会会長	鷲 巣
文化・教育・商工部会長	大矢 啓堂	区長会	駅 前
事務局長	田中 晃弘	公民館長	北小倉
監 事	★古川 正明		田
監 事	★伊藤 康雄		西小倉

※監事は、役員会や理事会から独立しています。

〈事務局〉

事務局員	高橋 直美	公民館主事補	西小倉
------	-------	--------	-----

上多度地域自治町民会議 理事

★は新役員（敬称略）

No.	選出団体等	氏名	地区	備考
1	鷺巣区長	中村 満男	鷺 巣	総務安心安全部会
2	駅前区長	★大矢 啓堂	駅 前	総務安心安全部会 文化教育商工部会
3	北小倉区長	木村 茂	北小倉	総務安心安全部会 健康福祉部会
4	南小倉区長	栗田 幹夫	南小倉	総務安心安全部会
5	西小倉区長	★大橋 重幸	西小倉	総務安心安全部会
6	有尾区長	田中 義信	有 尾	総務安心安全部会
7	田区長	菱田 耕吉	田	総務安心安全部会
8	横屋区長	田中 清博	横 屋	総務安心安全部会
9	若宮区長	大橋 重之	若 宮	総務安心安全部会
10	船見区長	★田中 洋彦	船 見	総務安心安全部会
11	一色区長	岩田 達雄	一 色	総務安心安全部会
12	公民館長	田中 晃弘	北小倉	総務安心安全部会 文化教育商工部会
13	「親孝行と生涯学習を進めるまち 養老」推進会議推進員会長	★松本 勇次	鷺 巣	文化教育商工部会
14	地域活性の会会長	★大倉 久志	鷺 巣	総務安全安心部会
15	社会福祉協議会支部長	★林 邦雄	西小倉	健康福祉部会
16	民生児童委員	田中 英治	鷺 巣	健康福祉部会
17	老人クラブ会長	★大橋 幹夫	若 宮	健康福祉部会
18	小学校長	三輪 弘文	小 倉	文化教育商工部会
19	小学校PTA会長	★古川 真啓	有 尾	文化教育商工部会
20	子ども会育成会	★田中 美幸	鷺 巣	文化教育商工部会
21	スポーツ推進委員	赤尾 良治	有 尾	健康福祉部会
22	体育振興会	★日比 藤雄	北小倉	健康福祉部会
23	交通安全協会	★市村 武久	北小倉	総務安心安全部会
24	商工会	大倉 利也	鷺 巣	文化教育商工部会
25	消防団	松永 大輔	北小倉	総務安心安全部会
26	上多度駐在所	松久 幸司		防犯安心安全

上多度地域自治町民会議 専門委員

★は新役員（敬称略）

No.	選出団体等	氏名	地区	備考
1	鷺巣区	山中 明	鷺 巣	文化教育商工部会
2	鷺巣区	野村 博昭	鷺 巣	健康福祉部会
3	駅前区	★丸田 進	駅 前	健康福祉部会
4	駅前区	★大矢 富久子	駅 前	総務安心安全部会
5	北小倉区	栗川 勝次	北小倉	総務安心安全部会
6	北小倉区	睦田 真司	北小倉	健康福祉部会
7	南小倉区	栗藤 善孝	南小倉	文化教育商工部会
8	西小倉区	★高向 靖夫	西小倉	総務安心安全部会
9	西小倉区	★高橋 勝洋	西小倉	健康福祉部会
10	有尾区	田中 信行	有 尾	文化教育商工部会
11	田区	古川 真二	田	健康福祉部会
12	横屋区	田中 正敏	横 屋	文化教育商工部会
13	若宮区	大橋 幸善	若 宮	文化教育商工部会
14	一色区	★問山 徳泰	一 色	文化教育商工部会
15	一色区	伊藤 達成	一 色	健康福祉部会
16	「親孝行と生涯学習を進めるま ち養老」推進会議推進員	★田中 勉	有 尾	文化教育商工部会
17	地域活性の会	★千賀 一男	駅 前	総務安心安全部会
18	民生児童委員	田中 治子	田	健康福祉部会
19	老人クラブ	★栗田 重幸	北小倉	健康福祉部会
20	小学校PTA	★川地 仁美	西小倉	文化教育商工部会
21	子ども会育成会	★田中 正則	北小倉	文化教育商工部会
22	体育振興会	★問山 健	一 色	健康福祉部会
23	交通安全協会	★松本 健司	鷺 巣	総務安心安全部会
24	商工会	★渡邊 一正	駅 前	文化教育商工部会
25	消防団	★高木 浩喜	南小倉	総務安心安全部会

## 部 会 別 名 簿

### 総務安心安全部会

(敬称略)

No.	選出団体等	氏 名	地 区	備 考
1	鷺巣区長	中村 満男	鷺 巣	
2	駅前区長	大矢 啓堂	駅 前	
3	北小倉区長	木村 茂	北小倉	
4	南小倉区長	栗田 幹夫	南小倉	
5	西小倉区長	大橋 重幸	西小倉	
6	有尾区長	田中 義信	有 尾	
7	田区長	菱田 耕吉	田	
8	横屋区長	田中 清博	横 屋	
9	若宮区長	大橋 重之	若 宮	
10	船見区長	田中 洋彦	船 見	
11	一色区長	岩田 達雄	一 色	
12	公民館長	田中 晃弘	北小倉	
13	地域活性の会会長	大倉 久志	鷺 巣	
14	地域活性の会	千賀 一男	駅 前	
15	交通安全協会	市村 武久	北小倉	
16	交通安全協会	松本 健司	鷺 巣	
17	消防団	松永 大輔	北小倉	
18	消防団	高木 浩喜	南小倉	
19	駅前区	大矢 富久子	駅 前	
20	北小倉区	栗川 勝次	北小倉	
21	西小倉区	高向 靖夫	西小倉	

### 健康福祉部会

No.	選出団体等	氏 名	地 区	備 考
1	体育振興会会長	中村 幹雄	鷺 巣	
2	社会福祉協議会支部長	林 邦雄	西小倉	
3	老人クラブ会長	大橋 幹夫	若 宮	
4	スポーツ推進委員	赤尾 良治	有 尾	
5	子ども会育成会会長	木村 茂	北小倉	

6	鷺巣区	野村 博昭	鷺 巣	
7	駅前区	丸田 進	駅 前	
8	北小倉区	睦田 真司	北小倉	
9	西小倉区	高橋 勝洋	西小倉	
10	田区	古川 真二	田	
11	一色区	伊藤 達成	一 色	
12	民生委員	田中 英治	鷺 巣	
13	民生委員	田中 治子	田	
14	老人クラブ	大橋 幹夫	若 宮	
15	体育振興会	問山 健	一 色	
16	体育振興会	日比 藤雄	北小倉	

文化教育商工部会

No.	選出団体等	氏 名	地 区	備 考
1	公民館長	田中 晃弘	北小倉	
2	駅前区長	大矢 啓堂	駅 前	
3	推進員会長	松本 勇次	鷺 巣	
4	小学校長	三輪 弘文	小 倉	
5	小学校PTA会長	古川 真啓	有 尾	
6	子ども会育成会	田中 美幸	鷺 巣	
7	商工会長	大倉 利也	鷺 巣	
8	鷺巣区	山中 明	鷺 巣	
9	南小倉区	栗藤 善孝	南小倉	
10	有尾区	田中 信行	有 尾	
11	横屋区	田中 正敏	横 屋	
12	若宮区	大橋 幸善	若 宮	
13	一色区	問山 徳泰	一 色	
14	推進員	田中 勉	有 尾	
15	小学校PTA	川地 仁美	西小倉	
16	子ども会育成会	田中 正則	北小倉	
17	商工会	渡邊 一正	駅 前	

## 養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさととは、先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と元気な声がわく町にしましょう。
1. 美しい自然の中で 力いっぱい働ける町にしましょう。
1. おとしよりが 豊かにくらせる町にしましょう。